

平成27年6月10日

まちづくり委員会資料

平成27年第3回定例会提出予定議案の説明

議案第90号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第90号

【川崎市手数料条例の一部を改正する条例】

- 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要・・・・・・・・・・ 1

- 参考資料
 - ・ 1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表・・・・・・・・ 2
 - ・ 2-1 建築基準法 (抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1
 - ・ 2-2 建築基準法施行令 (抄) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

川崎市手数料条例 改正概要

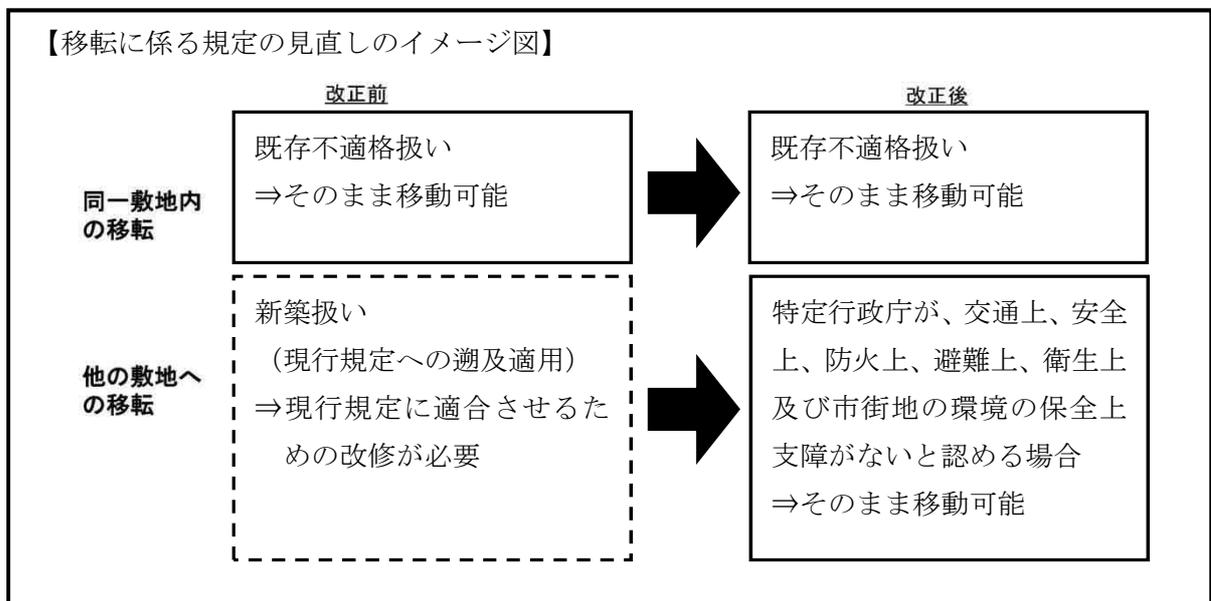
1 建築基準法改正に伴う、既存不適格建築物の移転の認定の申請に係る手数料の新設

(1) 建築基準法改正の概要

合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するための所要の措置を講ずるとして、建築基準法（以下「法」という。）の一部が改正された。（平成 26 年 6 月 4 日公布、平成 27 年 6 月 1 日施行）

これまで既存不適格建築物について、同一敷地内で移転する場合は、原則として現行基準への適合が求められず、既存不適格扱いのまま移転が可能だが、他の敷地へ移転する場合は、新築として扱われるため、現行の基準に適合させる必要があった。

しかし、今回の法改正により、他の敷地に移転する場合においても、特定行政庁が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合においては、既存不適格扱いのまま移転が可能となった。



(2) 手数料条例の改正内容

既存不適格建築物を既存不適格扱いのまま他の敷地へ移転する場合の範囲について、特定行政庁が認めるものであることとする規定が建築基準法施行令第 137 条の 16 第 2 号に新たに追加されたことに伴い、当該規定に基づく移転の認定の申請に対する審査手数料を新設する。

手数料額は、27,000 円とする。

2 施行日

公布の日から施行

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (188)略</p> <p>(189) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～サ略</p> <p>(190) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～サ略</p> <p>(191) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第19項の規定に基づく通知に係る中間検査 ア～サ略</p> <p>(192)略</p> <p>(193) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～ウ略</p> <p>(194) ～ (233)略</p> <p>(234) <u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく移転の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</u> <u>(235)～(243)略</u></p> <p>(244) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この</u></p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。</p> <p>(1) ～ (188)略</p> <p>(189) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は第18条第14項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～サ略</p> <p>(190) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第17項の規定に基づく通知に係る中間検査を受けた場合の同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第14項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～サ略</p> <p>(191) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第17項の規定に基づく通知に係る中間検査 ア～サ略</p> <p>(192)略</p> <p>(193) 建築基準法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第87条の2若しくは同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第14項の規定に基づく通知に係る完了検査 ア～ウ略</p> <p>(194) ～ (233)略</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(234)～(242)略</u></p> <p>(243) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく同条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）の認定の申請（以下この</u></p>

改正後	改正前
<p>号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。)に係る評価が建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。以下第246号において同じ。)が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>	<p>号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物又は建築物の部分(以下この号において「申請建築物等」という。)の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を当該申請建築物等について同時に認定申請をする住戸の数の合計数(以下この号において「同時申請戸数」という。)で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 6,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 12,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 21,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 31,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 58,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 99,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 160,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 200,000円 (ケ) 301戸以上 210,000円</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める耐震等級(構造躯体の倒壊等防止に係るものに限る。)に係る評価が建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第81条第2項第1号ロに規定する限界耐力計算によるものを除く。以下第245号において同じ。)が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合 1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 45,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 110,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 340,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 600,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円 (ケ) 301戸以上 3,400,000円</p>	<p>(ア) 1戸 15,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 57,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 92,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 170,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 300,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 450,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 830,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 1,100,000円 (ケ) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合 1件につき 次に掲げる申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ次に規定する額を同時申請戸数で除して得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>(ア) 1戸 45,000円 (イ) 2戸以上5戸以下 110,000円 (ウ) 6戸以上10戸以下 170,000円 (エ) 11戸以上30戸以下 340,000円 (オ) 31戸以上50戸以下 600,000円 (カ) 51戸以上100戸以下 1,000,000円 (キ) 101戸以上200戸以下 1,900,000円 (ク) 201戸以上300戸以下 2,700,000円 (ケ) 301戸以上 3,400,000円</p>
<p><u>(245)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第188号に規定する額(第192号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第188号に規定する額に昇降機1基につき第192号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第247号において同じ。)を加えた額</p>	<p><u>(244)</u> 長期優良住宅普及促進法第6条第2項後段の規定に基づく建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書(以下「確認申請書」という。)の提出が行われた場合における長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定申請に対する審査1件につき 前号の規定により算定した額に第188号に規定する額(第192号に掲げる場合に該当する場合にあっては同号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額、確認申請書に係る計画に建築基準法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては第188号に規定する額に昇降機1基につき第192号に掲げる場合の区分に応じ同号に規定する額を加えた額。第246号において同じ。)を加えた額</p>
<p><u>(246)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規</p>	<p><u>(245)</u> 長期優良住宅普及促進法第8条第1項及び同条第2項において準用する長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規</p>

改正後	改正前
<p>定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第248号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第244号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第244号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除した得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第244号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(247)～(249) 略</p> <p>(250) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画</p>	<p>定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（以下この号から第247号までにおいて「変更認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅普及促進法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る建築物又は建築物の部分（以下この号において「申請建築物等」という。）の住戸の総数の区分に応じ第243号ア(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を当該変更認定申請をする際に長期優良住宅普及促進法第6条第1項の認定を受けている当該申請建築物等の住戸の数の合計数（以下この号において「既認定戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>イ 申請建築物等に係る住宅品質確保法第5条第1項に規定する住宅性能評価書が当該認定申請に関する申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該変更認定申請に係る申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第243号イ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除した得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>1 件につき 申請建築物等の住戸の総数の区分に応じ第243号ウ(ア)から(ケ)までに規定する額に2分の1を乗じて得た額を既認定戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</p> <p>(246)～(248) 略</p> <p>(249) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画</p>

改正後	改正前
<p>が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第252号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第252号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方</p>	<p>が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨をエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関（<u>第251号</u>において「登録建築物調査機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び<u>第251号</u>において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方</p>

改正後	改正前
<p>メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p>	<p>メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分を用いる。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 27,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 81,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 130,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p>イ ア以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 34,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 34,000円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</p>

改正後	改正前
(c) 6戸以上10戸以下 97,000円	(c) 6戸以上10戸以下 97,000円
(d) 11戸以上25戸以下 140,000円	(d) 11戸以上25戸以下 140,000円
(e) 26戸以上50戸以下 200,000円	(e) 26戸以上50戸以下 200,000円
(f) 51戸以上100戸以下 280,000円	(f) 51戸以上100戸以下 280,000円
(g) 101戸以上200戸以下 380,000円	(g) 101戸以上200戸以下 380,000円
(h) 201戸以上300戸以下 500,000円	(h) 201戸以上300戸以下 500,000円
(i) 301戸以上 590,000円	(i) 301戸以上 590,000円
b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円	(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 110,000円
(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円	(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 180,000円
(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円	(c) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 280,000円
(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円	(d) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 360,000円
(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円	(e) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 430,000円
(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円	(f) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円
c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額	c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額
(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円	(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 240,000円
(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円	(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 380,000円
(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円	(c) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 550,000円
(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円	(d) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 670,000円

改正後	改正前
<p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円</p>	<p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 790,000円</p>
<p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの900,000円</p>	<p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの900,000円</p>
<p>(251) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第188号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第192号に規定する額を加えた額。第253号において同じ。）又は第192号に規定する額を加えた額</p>	<p>(250) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査 1件につき 前号の規定により算定した額に第188号に規定する額（確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第192号に規定する額を加えた額。第252号において同じ。）又は第192号に規定する額を加えた額</p>
<p>(252) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p>	<p>(251) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（以下この号及び次号において「変更認定申請」という。）に対する審査</p>
<p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物調査機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p>
<p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第250号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画（以下この号において「認定済計画」という。）に係る建築物の部分について第249号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p>
<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第250号ア(イ)の規定により算定した額</p>	<p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第249号ア(イ)の規定により算定した額</p>
<p>イ ア以外の場合</p>	<p>イ ア以外の場合</p>

改正後	改正前
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次 に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分につ いて第250号イ(イ)の規定により算定し た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追 加された部分について第250号イ(イ)の 規定により算定した額</p> <p><u>(253) ～ (273) 略</u></p> <p>第5条 第2条第271号のその他の公文書又は図 面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を 要するもの及び同条の規定により難いものに ついては、その実費に相当する手数料を徴収す ることができる。</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 17,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次 に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分につ いて第249号イ(イ)の規定により算定し た額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追 加された部分について第249号イ(イ)の 規定により算定した額</p> <p><u>(252) ～ (272) 略</u></p> <p>第5条 第2条第270号のその他の公文書又は図 面の謄本又は抄本の交付その他多額の費用を 要するもの及び同条の規定により難いものに ついては、その実費に相当する手数料を徴収す ることができる。</p>

■ 建築基準法（抄）

昭和25年5月24日 法律第201号
改正：平成26年6月4日 法律第54号

（略）

（適用の除外）

第三条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物

三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの

四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、適用しない。

一 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例を改正する法令による改正（この法律に基づく命令又は条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する命令又は条例を制定することを含む。）後のこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用の際当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

二 都市計画区域若しくは準都市計画区域の指定若しくは変更、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域若しくは工業専用地域若しくは防火地域若しくは準防火地域に関する都市計画の決定

若しくは変更、第四十二条第一項、第五十二条第二項第二号若しくは第三号若しくは第八項、第五十六条第一項第二号イ若しくは別表第三備考三の号の区域の指定若しくはその取消し又は第五十二条第一項第七号、第二項第三号若しくは第八項、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号ニ若しくは別表第三(に)欄の五の項に掲げる数値の決定若しくは変更により、第四十三条第一項、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十二条第一項、第二項、第七項若しくは第八項、第五十三条第一項から第三項まで、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限又は第四十三条第二項、第四十三条の二、第四十九条から第五十条まで若しくは第六十八条の九の規定に基づく条例に規定する建築物、建築物の敷地若しくは建築物若しくはその敷地の部分に関する制限に変更があつた場合における当該変更後の制限に相当する従前の制限に違反している建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

三 工事の着手がこの法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の後である増築、改築、**移転**、大規模の修繕又は大規模の模様替に係る建築物又はその敷地

四 前号に該当する建築物又はその敷地の部分

五 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するに至つた建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分

(略)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第八十六条の七 第三条第二項（第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条及び第八十七条において同じ。）の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の三第一項、第六十一条、第六十二条第一項、第六十七条の三第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び次条において「増築等」という。）をする場合（第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。）においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、こ

これらの規定は、適用しない。

2 第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条（同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第八十七条第四項において同じ。）の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分（以下この項において「独立部分」という。）が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二（同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。）、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条（防火壁、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。）の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

4 第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。

（略）

■ 建築基準法施行令（抄）

昭和25年11月16日 政令第338号
改正：平成27年 1月21日 政令第 13号

（略）

（移転）

第百三十七条の十六 法第八十六条の七第四項の政令で定める範囲は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 移転が同一敷地内におけるものであること。

二 移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものであること。

（略）